

1

療養(補償)等給付とは

「療養(補償)等給付」とは、業務または通勤が原因で負傷し、または疾病にかかって療養を必要とする場合に支給されるものです。具体的には、労災保険指定病院等で診察や薬剤の支給など政府が必要と認めるあらゆる医学的措置を無料で受けられる現物給付および労災保険指定病院以外の病院等で療養した場合に、その療養に要した費用を支給する現金給付をいいます。

給付は傷病が「治ゆ」(症状固定)し、療養を必要としなくなるまで行われます。

2

障害(補償)等給付とは

傷病が「治ゆ」(症状固定)と認められたときに、疼痛・知覚異常や運動麻痺などの神経症状、器質的障害、機能障害等の障害が残ることがあります。

障害(補償)等給付とは、これらの障害が障害等級表に掲げられている障害に該当すると認められる場合に、その程度に応じて支給される現金給付をいいます。給付の方法としては、年金給付と一時金給付の2通りがあり、障害の程度が重いとき(第1級～第7級)には年金が、障害の程度が軽いとき(第8級～第14級)には一時金が、それぞれ障害の程度に応じて支給されます。

3

「再発」とは

傷病がいったん症状固定と認められた後に再び発症し、次のいずれの要件も満たす場合には「再発」として再び療養(補償)等給付を受けることができます。

- (1) その症状の悪化が、当初の業務または通勤による傷病と相当因果関係があると認められること
- (2) 症状固定の時の状態からみて、明らかに症状が悪化していること
- (3) 療養を行えば、その症状の改善が期待できると医学的に認められること